

平成23年度第1回東京都後期高齢者医療広域連合 情報公開・個人情報保護審議会【議事要録】

日時 平成23年10月24日（月）10:00～10:30
場所 東京区政会館19階 192会議室

【出席者】 茶谷会長、岩田副会長、内山委員
（事務局）濱島総務部長、青柳保険部長、永塚総務課長、鈴木企
画調整課長、古谷管理課長、大和久会計管理者
土田総務係長、田岡主査、相原主事

1 審議会の運営等について

- (1) 幹部職員紹介
- (2) 資料確認
- (3) 会議の取扱いについて
公開とする。

2 報告事項について

- (1) 外部提供について
 - ア 事務局説明
資料に基づき説明する。
 - イ 質疑応答
- 【委員】外部提供はどのような形で依頼が来るのか。例えば、3ページの刑事訴訟法に基づいて警察に提供する場合、また遠隔地の自治体に提供する場合などはどうか。
- 【事務局】警察からは署長名の文書で依頼が来る。直接警察から依頼に来たときは警察手帳で身分を確認している。
山口県など遠隔地については、まず電話をいただき、折り返し電話をして確認し、郵送で提供をしている。
- 【委員】提供方法にCD-Rとあるが、渡したか渡していないかの問題の発生が予測されるが、どのように対応しているか。
- 【事務局】直接手渡しし、受領確認の文書の提出を求めている。
- 【委員】被災広域連合に提供した人数が書かれていないが、何か理由があるのか。
- 【事務局】事務局の入力漏れである。

【委員】提供内容に戸籍等事項のみが記載されているものがあるが、戸籍等事項のみであれば、所管する地方自治体に照会すべきであると思うが、広域連合でしか入手できない情報であったのか。

【事務局】被保険者番号等の保険証に関連した部分の照会である。

【委員】被災広域連合への提供は、被災三県から東京に異動した人の確認のためか。

【事務局】そのとおりである。

【議長】そのほかに質問・意見等がなければ、本件報告については審議会として了承する、ということよろしいか。

【各委員】異議なし。

(事務局報告のとおり了承)

(2) 議会報告案件について

ア 事務局説明

資料に基づき説明する。

イ 質疑応答

【委員】自己情報の開示請求はすべて診療報酬明細書の開示とのことであるが、目的は何か。

【事務局】本人、および遺族が診療内容の確認をするためである。

【議長】そのほかに質問・意見等がなければ、本件報告については審議会として了承する、ということよろしいか。

【各委員】異議なし。

(事務局報告のとおり了承)